

村松浜海水浴場における津波フラッグ運用方法

1. 実施場所

村松浜海水浴場監視台付近

2. 実施対象期間

村松浜海水浴場開設期間の監視時間

(7月中旬～8月中旬の9時～16時)

3. 実施者

海水浴場監視業務従事者

4. 対象者

海水浴場利用者（遊泳区域とその砂浜）

※遊泳区域外の釣り客等への周知は、実施者の安全確保の観点から基本的には行わない。

5. 実施基準

津波警報等（津波注意報、津波警報及び大津波警報）の発表を覚知した際に直ちに実施する。

海水浴場で強い揺れや長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表される前であっても津波フラッグ等により避難を呼びかけることは問題ない。

ただし、地震の発生した場所によっては、津波が時間的猶予なく海岸に来襲する可能性がある。このため、海水浴場で強い揺れを感じた場合などにおいては、津波フラッグの掲出は行わない。

※想定される地震のうち最も早い地震では、第1波が村松浜に4～6分で到達する予測。

6. 実施方法

(1) 市は、事前に看板や市報等で津波フラッグの運用方法について周知を行う。

(2) 監視業務従事者は、監視業務準備の際に、津波フラッグをすぐに掲出できるように準備しておく。

(3) 実施基準に基づき、避難の呼びかけを行う際には、1人は監視台の放送設備で非難を呼びかけ、1人は津波フラッグを監視台上で振る。海水浴場利用者が避難の呼びかけを認識できたら、津波フラッグを監視台に設置し、避難の誘導等に移る。なお、フラッグを振り続けることによって実施者の避難の遅れがあつてはならないことから、津波フラッグを監視台に設置せず、掲げながら避難場所までの避難誘導を行ってもよい。

※地震発生から約3分以降、気象庁から発表される津波情報で、津波の第一波到達予想時刻が確認できる。（近隣地点名：新潟、粟島）

“「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン(令和2年6月・気象庁)”を参考に作成